

9条改憲「便乗」に警鐘

ウクライナ侵攻で「自衛隊明記」論

法政大前総長・田中優子さん



ウクライナ情勢を受けて自衛隊明記の改憲論が強まっていることに関し、九条の理念を尊重する有識者らのグループ「九条の会」世話人の田中優子・法政大前総長に評価や九条の意義などを聞いた。

たなか・ゆうこ 1952年、横浜市生まれ。法政大社会学部教授、社会学部長、総長を歴任。専門は日本近世文化・ア

シア比較文化。現在は法政大名誉教授、江戸東京研究センター特任教授。市民団体「九条の会」世話人。

人類の理想。変えなくても自衛できる

「ウクライナ侵攻で、九条を変えろ」との声が強まっている。九条はあのまま堅持していい。変えなくても自衛できる。万が一、ロシアが日本に攻めてきた場合、自衛隊は自衛する。その時に九条の理念を逸脱して、ロシアに攻めに行く必要はない。ウクライナ軍もロシアに攻め入っていない。(改憲派は)まるで何もできないかのように言うが、成り立たない議論を改憲の道具に使っている」

九条堅持のためにやるべきことは、

「いろんなことに便乗し、そのたびに起こる改憲論に対して『私たちは乗らない』と多くの人が言っている必要がある」

ロシアのウクライナ侵攻を受け、米国の核兵器を日本に配備して共同運用する核共有論に加え、与野党の改憲勢力内で「憲法に自衛隊を明記すべきだ」との九条改憲論が勢いづいている。有事の際、武力で国民を守る国家の意思を明確にすべきだとの主張だが、現行憲法の解釈でも自国への攻撃を排除する個別的自衛権の行使は可能。専門家は有事に便乗して「力の論理」が増幅しかねないと警鐘を鳴らす。

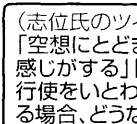
(村上二樹) ●面参照

ロシアのウクライナ侵攻と「憲法9条」を巡る発言



共産党・志位和夫委員長

「仮に(日本で)プーチン氏のようなリーダーが選ばれても、他国への侵略ができないようにするための条項が、憲法9条だ」(2月24日、ツイッター)



自民党・安倍晋三元首相

(志位氏のツイッターに対し)「空想にとどまって、思考停止な感じがする」「問題なのは、武力行使をいとわない国が隣国にある場合、どうなるかだ」(3月3日、自民党安倍派の会合で)



自民党・安倍晋三元首相



日本維新の会・松井一郎代表

「(憲法9条への自衛隊明記について)バージョンアップする必要がある」「日本が攻められたときには国民を守るために武力行使すると無法国家に明確に伝えるべきだ」(3月2日、記者団に)

「九条は自衛権を否定していないし、変えなくても自衛できる。万が一、ロシアが日本に攻めてきた場合、自衛隊は自衛する。その時に九条の理念を逸脱して、ロシアに攻めに行く必要はない。ウクライナ軍もロシアに攻め入っていない。(改憲派は)まるで何もできないかのように言うが、成り立たない議論を改憲の道具に使っている」

九条堅持のためにやるべきことは、

「いろんなことに便乗し、そのたびに起こる改憲論に対して『私たちは乗らない』と多くの人が言っている必要がある」

「九条堅持のためにやるべきことは、

「いろんなことに便乗し、そのたびに起こる改憲論に対して『私たちは乗らない』と多くの人が言っている必要がある」

核心